

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める  
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示  
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 有機米消費拡大事業の項、地産地消推進事業の項、経営構造対策事業の項、  
新山村振興等農林漁業特別対策事業の項、きらめくむらの創造事業の項、農林技術  
員連絡協議会補助事業の項、活力あるむらづくり支援事業の項、水田農業生産条件  
整備事業の項、農地保有合理化促進事業の項、工芸作物生産振興対策事業の項、か  
のや産米付加価値促進事業の項、鹿屋市農業青年若者の集い事業の項、ふるさと交  
流ふれあい事業の項、畑作物生産振興対策事業の項及び果樹生産振興対策事業の項  
を削る。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。